

第3期地理空間情報活用推進基本計画について

企画部地理空間情報企画室長 石関 隆幸

キーワード：地理空間情報，準天頂衛星，G空間情報センター，G空間社会，シンボルプロジェクト

1. はじめに

「地理空間情報活用推進基本法」（平成19年法律第63号）が平成19年に制定されてからちょうど10年の節目である今年、この基本法に基づき、第3期目となる地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）が平成29年3月24日に閣議決定された。国土地理院は、内閣官房及び国土交通省国土政策局とともに、政府の「地理空間情報活用推進会議」（以下「推進会議」という。）事務局として計画の策定に当たってきた。本報告会では、基本計画の概要と関連する国土地理院の取組について報告する。

2. 基本計画策定の背景

基本計画は、地理空間情報の活用推進に必要な基本方針や地理情報システム（GIS）・衛星測位などに関して国が取り組むべき事項を定めるものである。

第1期・第2期の基本計画では、基盤地図情報や準天頂衛星の初号機（みちびき）を整備し、地理空間情報を活用する日本独自の測位基盤の形成に取り組んできた。

第3期の基本計画では、今後5年間の計画期間において、この測位基盤による地理空間情報の活用技術を第4次産業革命のフロントランナーとし、一人一人が「成長」と「幸せ」を実感できる新しい社会の実現を目指す。具体的には、産学官民が協調して、高精度で利用価値の高い地理空間情報をリアルタイムで利用できる環境の整備を行うとともに、これらを高度に活用し、社会課題の解決や新産業・新サービスを創出する「地理空間情報高度活用社会」（G空間社会）を目指していく。

3. 基本計画の内容

3.1 基本計画で目指すべき姿

第3期の計画では、G空間社会を実現するために目指すべき姿として、次の5点を目標に掲げている。

- ・災害に強く持続可能な国土の形成への寄与
- ・新しい交通・物流サービスの創出
- ・人口減少・高齢社会における安全・安心で質の高い暮らしへの貢献

- ・地域産業の活性化、新産業・新サービスの創出
- ・地理空間情報を活用した技術や仕組みの海外展開、国際貢献の進展

これらの目標を実現するための手段として、G空間情報センターを中核とした産学官民連携による地理空間情報の整備・流通・利活用を進めるとともに、準天頂衛星システムや電子基準点網の高度化等による高精度・高信頼性の測位サービスを展開し、併せて地理空間情報に関するリテラシー教育、人材育成を進めていく。また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会をG空間社会のショーケースとして、G空間社会の実現に向けた布石とする。

3.2 シンボルプロジェクト

重点的に取り組むべき13の施策をシンボルプロジェクトと位置づけ、KPI（重要業績評価指標）も用意することで、防災、交通・物流、生活環境、地方創生、海外展開といった幅広い分野で地理空間情報を高度に利活用可能となる世界最高水準の「地理空間情報高度活用社会」（G空間社会）を実現する。

4. 基本計画に基づく国土地理院の取組

G空間社会の実現には、国土地理院の情報、とりわけ基盤的な地図情報が欠かせない。国土地理院では、基本計画の推進にあたって次のことを行う。

- ①電子基準点網を継続的に維持管理するとともに、基盤地図情報や電子国土基本図を整備し地理院地図により提供するなど、社会基盤となる地理空間情報の整備
 - ②衛星測位情報と高精度な3次元地理空間情報の相互位置を高い精度で位置の基準に整合させる仕組みなど、地理空間情報を流通・活用するための技術的な検討
 - ③教育支援ポータル「教育の道具箱」による教育現場の支援や、インターンシップ・学校へ行くプロジェクトによる児童生徒へのアプローチなど、地理教育・人材育成の支援
- 国土地理院では、基本計画の推進と測量行政を一体的に取り組んでいく。

参考文献

地理空間情報活用推進会議（2017）：地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月閣議決定），
http://www.cas.go.jp/seisaku/sokuitiri/290324/170324_masterplan.pdf